

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月25日
【会社名】	東洋炭素株式会社
【英訳名】	TOYO TANSO CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長兼CEO 近藤 尚孝
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	大阪市西淀川区竹島五丁目7番12号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。) 大阪市北区梅田一丁目13番1号 大阪梅田ツインタワーズ・サウス16階
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長兼CEO近藤尚孝は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社グループを対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、全社的な内部統制および決算・財務報告に係るプロセスおよびITに係る全般的な内部統制については、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断した連結子会社を除いた全ての事業拠点を評価の対象としております。

当社グループの重要な事業拠点の選定に当たっては、当社グループの主要事業である等方性黒鉛製品を主力としている大多数の事業拠点が生産活動と販売活動の両面の活動を行っている業態であることを考慮した結果、当連結会計年度の売上高および税引前当期純利益を指標として用いております。また、全社的な内部統制の評価結果は良好であるため、当連結会計年度の売上高および税引前当期純利益のおおむね3分の2程度の割合に達する範囲を基準として、重要な事業拠点を選定いたしました。なお、当社グループがかかる生産活動を営んでいることから、棚卸資産および有形固定資産を参考指標として用いております。これにより、当社グループの主要事業である等方性黒鉛製品を主力としている2事業拠点を金額的に重要な事業拠点として選定いたしました。また、当社グループのその他の事業である電気用カーボンブラシ製品を主力としている事業拠点のうち、中核となる事業拠点1社を質的に重要な事業拠点として選定いたしました。これらの結果、3事業拠点を『重要な事業拠点』として決定いたしました。

『重要な事業拠点』と決定した3事業拠点においては、等方性黒鉛製品の生産活動、販売活動を営むために多額に計上される勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産および買掛金を選定し、それらの勘定科目に係る業務プロセスを評価の対象としました。それに加えて、『重要な事業拠点』のうち日本における1事業拠点においては、当社グループの主要事業である等方性黒鉛製品を製造、加工するための各種設備を多額に取得していることから、固定資産管理プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、見積りや予測を伴う重要な虚偽記載の発生可能性が高い勘定科目に係る業務プロセス（棚卸資産の評価、繰延税金資産の評価、固定資産の減損処理等）を識別し、財務報告への影響が大きい事業拠点について、評価対象といたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。